

Q1 住民監査請求って

- ・地方自治法第242条により、市民の方が、監査委員に対し、**市の財務に関する行為**について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。
- ・制度の目的は、市民の方の請求とこれに基づく監査により、香芝市の財政面の適正な運営確保と、市民全体の利益を守ることです。

Q2 監査請求の対象となるのはどのような事柄？

- ・監査請求をすることができるのは、次に掲げる**市の財務会計上の行為**についてです。
 1. 公金の支出
 2. 財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分
 3. 契約（工事請負、購買など）の締結・履行
 4. 債務その他の義務の負担（借り入れなど）
 5. 公金の賦課・徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
 6. 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）
- ・上記の1.～4.は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。
- ・これらの行為の日から**1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り**請求することはできません。

Q3 1年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは？

- ・次の3つの要件を全て満たすことが必要です。
 1. 請求の対象となる行為が**秘密裡**に行われたものであること。

2. その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかつたといえること。
 3. その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。適正な運営確保と、市民全体の利益を守ることです。
- ・ 相当な期間がどのくらいの期間かは、それぞれの事案により異なります。
 - ・ 1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

Q4 監査請求はどのような方法ですか？

- ・ 書面を作成して行うこととなります。
- ・ 請求の際には、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。事実証明書の例は、行政文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

Q5 監査請求は誰ができるのか？

- ・ 請求できるのは、香芝市内に住所を有する方です。
- ・ 市内に所在する法人も監査を請求することができます。

Q6 請求書は、どのように作成したらいいの？

- ・ 請求書の様式及び記入例は次のとおりです。
(参考：地方自治法施行令第172条、地方自治法施行規則第13条別記様式)

香芝市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

1. 請求の要旨

* 次の事項について記載して下さい。

- ・ 誰が (請求の対象職員)
- ・ いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- ・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか。
- ・ どのような措置を請求するのか

2. 請求者

住所

氏名

(注) 氏名は自署してください (視覚障害者は公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載すること)。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

香芝市監査委員 (あて)

事実証明書：行政文書開示請求により開示を受けた文書や新聞の写し等

Q7 監査請求の書面はどこに提出すればいいの？

- ・請求書は、香芝市監査委員事務局まで、直接書面を持参するか、または郵送してください。
- ・監査請求に関する問い合わせなども、上記にお願いします。

Q8 請求の結果に不服がある場合には、どうしたらいいの？

- ・住民訴訟を提起して争うことができます。
住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。
1. 監査結果に不服がある場合
監査の結果の通知を受け取ってから **30日**以内
 2. 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合
措置結果の通知を受け取ってから **30日**以内
 3. 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合
措置期限の日から **30日**以内
 4. 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合
60日を経過した日から **30日**以内
 5. 監査を実施しなかった(請求が却下された)ことに不服がある場合
却下の通知を受け取ってから **30日**以内